

(東京都)無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業のご案内 【検査説明書】

東京都では、出産を間近に控え、希望する妊婦の方が、新型コロナウイルス検査を実施する場合の費用を助成します。

本検査は国の令和2年度補正予算等による母子保健医療対策総合支援事業において実施するものです。

検査について

対象者：発熱等の感染を疑う症状がなく、検査を希望する出産を間近に控えた妊婦の方
(おおむね36週の妊婦の方)

※医師の判断により、検査の時期が変わる場合があります。

※発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある妊婦の方や同居の方が感染の可能性がある場合などは、かかりつけ医又は [東京都発熱相談センター](#) (24時間対応) に御相談ください。

検査費用：9千円を上限に助成(妊婦1人当たり1回まで)

※別途、診察料等の自費がかかる場合があります。

※過去に本事業又は類似の事業(他の地方公共団体の事業を含む)による検査費用の助成を受けていない方が対象です。

期間：令和2年9月10日から令和5年6月30日までの間に実施する検査

検査場所：かかりつけ産科医療機関又は指定された医療機関

検査方法：唾液の採取、又は、鼻から綿棒を入れて鼻の奥の粘液を採取します。

申請方法：別紙「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査【申込書兼確認書】(第2号様式)」及び「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成申請書(第4号様式)」を記載の上、検査実施医療機関へお申し込みください(都内の医療機関で検査を受ける方は、原則、費用の請求は検査実施医療機関に委任してください。医療機関を通じて申請いただくと、検査費用が助成されます。)

検査実施に当たっての留意事項

以下の説明をお読みいただき、主治医と相談の上、別紙に御記入ください。

- 新型コロナウイルス検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく御本人が希望した場合に任意で行われるものです。ただし、検査を受ける時点の妊婦の方の状態によっては、医師の判断により本検査よりも処置や治療が優先されることがあります(例えば、陣痛が始まっている場合など)。
- 本検査の対象回数は1回のみです。
- 検査の性質上、陽性となっても実際には感染していないこと(偽陽性)、陰性となっても実際には感染していること(偽陰性)が一定の確率で起こります。

検査の結果が(偽陽性も含めて)陽性になった場合について

- 症状の有無にかかわらず、原則として入院となり、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります(その場合、分娩費用が予定していた金額から変更となることや、分娩方法等が変更される(帝王切開等)可能性があります。)
- 症状の有無にかかわらず、原則、入院中のお母さんや赤ちゃんへの面会及び分娩時の立会いが制限されます。
また、分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり授乳することができない。)となります。
- 所在地を管轄する保健所による調査が入り、行動歴の調査や濃厚接触者の特定などが行われます。御家族等が濃厚接触者となった場合、新型コロナウイルス検査の対象になる場合があります。
- 希望により、退院後において自治体等が提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や、育児支援などのケアを受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、東京都から住所地の自治体に提供させていただく場合があります。

(お問合せ先)

東京都福祉保健局 少子社会対策部家庭支援課母子保健担当 TEL 03-5320-4372

本事業の詳細はこちら

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/covid19-ninpushien.html>

